

柱3 居場所・包摂

子どもと保護者が安らげる居場所や社会とのつながりを持てる場を提供します

子どもの貧困に関する課題（居場所・包摂）

子ども

対人関係の
つまずき

子どもの
孤立化

不登校

子どもへの
ケアの不足

保護者

相談相手・
頼れる相手の不在

保護者の
孤立化

情報の不足

施策分野

3-1
子どもの孤立
防止に向けた支援
・居場所づくり

3-2
保護者の
孤立防止に
向けた支援

3-3
地域ぐるみで
支える
支援体制づくり

子どものライフステージ別

高等教育等

学齢期

乳幼児期

3-1-1
子どもの居場所づくり

3-1-2
抱える困難を把握し
必要な支援につなぐ

3-1-3
地域での子どもの見守りを推進

3-2-1
困難を抱える世帯への相談やアウトリーチ支援

3-2-2
特に支援を必要とする世帯の孤立防止

3-2-3
ひとり親家庭の孤立防止

3-3-1
支援する人材の確保と育成

3-3-2
教育と福祉分野の連携推進

3-3-3
地域活動団体などの活動支援

3-3-4
切れ目のない支援のための関係機関の連携体制強化

3-1 子どもの孤立防止に向けた支援、居場所づくりを推進します

居場所・包摂に関連する課題のうち、「子どもへのケアの不足」「対人関係のつまずき」「孤立化」「不登校」などの課題に対応する施策として、子どもの孤立防止に向けた支援、居場所づくりを推進します。

3-1-1 子どもの居場所づくりを推進します

学童保育事業、放課後子ども教室、学校開放事業、児童館事業など、さまざまな子どもの居場所づくりを推進します。

主な事業

番号	事業名	事業概要	主な対象者	担当課
3-1-1-1	拡 放課後ひろば (放課後子ども 教室)	区立小学校の施設を活用して、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、多様な体験・活動を通じて自主性や社会性を育みます。 【拡充】 校舎改築計画進行中の4校を除く全55校で放課後子ども教室を実施します。	当該小学校に 在籍する全児 童	教育総務部 教育総務課
3-1-1-2	拡 放課後ひろば (学童保育事業) 【再掲】	就労などのため昼間保護者のいない家庭の児童を対象に、区立小学校施設を活用して遊びや生活の場を提供し、放課後の安全・安心な居場所の提供と児童の健全育成を図ります。 【拡充】 就学援助費受給世帯への学童保育料減免制度を開始します。	当該小学校に 在籍する児童	こども家庭部 子育て支援課
3-1-1-3	中高生の 居場所の充実	大規模児童館などを活用した中高生の居場所を整備します。さまざまな活動、交流、相談支援を通じて、豊かな人間性の醸成が必要な時期にある中高生の健全育成を図ります。	中学生～高校 生とその年齢 に該当する子 ども	こども家庭部 子育て支援課
3-1-1-4	学校開放事業	小学校の校庭や体育館を、自由で安全な遊び場として、またスポーツやレクリエーションなどの行事の目的で開放することで、子どもの健全育成と余暇の善用に役立けます。	開放実施校の 在校生など (用途により 異なる)	教育総務部 教育総務課
3-1-1-5	地域に根ざした 公園・緑地の整備	区民との協働による公園・緑地の新設・拡張やリニューアル整備などの機会を捉え、多様な世代の人が利用しやすく「地域の庭・広場」として地域に親しまれ、区民に愛される魅力ある公園づくりをめざします。	すべての区民	都市基盤 整備部 都市基盤 管理課
3-1-1-6	児童館事業 【再掲】	地域の子育て支援の拠点として、学童保育の一時利用や一般利用(自由来館)、子育て全般に関する相談対応を行い、子どもの健全育成を推進します。	就学前の児童 と保護者、小 学生～高校 生、地域の方	こども家庭部 子育て支援課

3-1-2 子どもの抱える困難を把握し、必要な支援につなげます

学校生活調査の全校実施と、調査後のスクールカウンセラーや養護教諭などによる面談など、子どもの抱える悩みを早期に発見するための取組みを行います。また、児童・生徒の思春期におけるさまざまな悩みなど子どもの心の問題に対応できるよう、一人ひとりに寄り添った相談支援を行います。

主な事業

番号	事業名	事業概要	主な対象者	担当課
3-1-2-1	教育センター (教育相談)	学校不適應の解消のため、不登校や問題行動、発達に関わることなど、子どもに関わるさまざまな問題や悩みについて保護者からの相談に応じ、支援や望ましい関わり方の助言を行います。	区内在住の児童・生徒とその保護者	教育総務部 教育センター
3-1-2-2	子どもの心サポート月間 (学校生活調査の全校実施)	児童・生徒一人ひとりの抱える悩みを早期に発見し迅速に対応するため、6月と11月を「子どもの心サポート月間」として学校生活調査を実施します。調査結果を踏まえ、担任やスクールカウンセラー、養護教諭などが面談を実施することで、一人ひとりの心を見つめ組織的に問題解決を図ります。	区立小・中学校の小学4年生～中学3年生の児童・生徒	教育総務部 指導課
3-1-2-3	生活指導の徹底・充実	不登校をはじめとする児童・生徒の健全育成上の諸課題を解決するため、「大田区立学校における不登校問題解決要綱」に基づく対応や、生活指導主任対象の研修実施など、生活指導の徹底と充実を図ります。	区立小・中学校教員及び生活指導主任	教育総務部 指導課
3-1-2-4	問題行動対応サポートチームの設置	児童・生徒の問題行動に対して、経験豊かな人材を地区担当者として4つの拠点校に配置したり、状況に応じて生活指導支援員を配置し、チームで学校を支援します。	区立小・中学校教員及び生活指導主任	教育総務部 指導課
3-1-2-5	メンタルフレンドの派遣	学校不適應で不登校状態にある児童・生徒を支援するため、心理学や教育学を専攻する大学生などを家庭に派遣し、話し相手になるなどの活動の中で子どもに寄り添い、学校生活への復帰に努めます。	不登校状態にある区立小・中学校に在籍する児童・生徒	教育総務部 教育センター

3-1-3 地域での子どもの見守りを推進します

先駆型子ども家庭支援センター事業による児童虐待の通告・相談の対応や、民生委員児童委員による相談援助などの見守りや、こども SOS の家など地域と連携した子どもの見守り活動を進めます。

主な事業

番号	事業名	事業概要	主な対象者	担当課
3-1-3-1	拡 児童虐待の通告・相談（先駆型子ども家庭支援センター事業）	子どもが叩かれている、怒鳴られているなどの虐待を受けている、またその疑いがあるとの連絡・相談を受け、状況を調査、関係機関と連携して迅速に対応します。 【拡充】 児童虐待対策コーディネーターを配置し、専門性の向上を図ります。	18 歳未満の児童	こども家庭部 子ども家庭支援センター
3-1-3-2	拡 青少年健全育成事業	青少年問題協議会において、子どもたちの健全な育成をめざし、青少年問題に関する施策の樹立に関して必要な事項を審議します。 【拡充】 分科会を設置し、少人数の話し合いによる効率的かつ有意義な会議運営を行います。	学齢期～20 歳	地域力推進部 地域力推進課
3-1-3-3	拡 こども SOS の家	子どもたちが犯罪などの被害に遭いそうになった場合の避難場所として、こども SOS の家を設置しています。協力いただいている家にはステッカーを表示し、犯罪の抑止力を高めます。 【拡充】 小学校区ごとに「こども SOS の家マップ」を作成し、家庭及び全協力員に配布します。また、設置状況を庁内関係部局で共有し、見守り体制の強化を図ります。	区内在住の子ども	地域力推進部 地域力推進課
3-1-3-4	民生委員児童委員による地域での見守り	地域の身近な相談役として、生活困窮、心身に障がいのある方、ひとり親家庭などで困難を抱えている方たちの相談に応じ、児童や妊産婦に対しても必要に応じた援助・支援を行います。	すべての子どもと保護者	福祉部 福祉管理課
3-1-3-5	子育てすくすくネット事業	児童館が中心となり、地域で子育てを応援する取組み「子育てすくすくネット」を展開します。会員は児童館を活動の拠点として、子どもの話し相手、行事の参加、生活や登下校の安全見守りを行います。	すべての子どもと保護者	こども家庭部 子育て支援課

3-2 保護者の孤立防止に向けた支援を充実します

保護者の課題のうち「相談相手・頼れる相手の不在」「保護者の孤立化」「情報の不足」に対応する施策として、保護者の孤立防止に向けた支援に取り組みます。

支援の必要な保護者を積極的に見つけるための施策として、「困難を抱える世帯に対する相談・アウトリーチなどの支援の充実」を推進します。

3-2-1 困難を抱える世帯に対する相談やアウトリーチなどの支援を充実します

すべての乳児のいる家庭を訪問するすこやか赤ちゃん訪問事業により、子育てに関する情報の提供や、子どもとその保護者の心身の状態や養育環境を把握します。また、支援の必要な世帯を発見し、適切な支援者につなぎます。

主な事業

番号	事業名	事業概要	主な対象者	担当課
3-2-1-1	拡 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援	配偶者暴力は重大な人権侵害であるという認識について、広く共有されるよう講座などにより啓発を行うとともに、被害者が相談しやすい体制を整備します。 【拡充】 DV防止啓発のためのカード・リーフレットを作成します。	すべての区民	総務部 人権・男女平等推進課
3-2-1-2	拡 子育て情報の充実	子育てに関するさまざまな事業やサービスをまとめた「子育てハンドブック」を作成し、必要なときに必要なサービスが利用できるよう、情報をわかりやすく提供します。 【拡充】 「子育てハンドブック」（冊子）の内容等を見直し、利便性を高めます。	大田区に転入届、出生届を提出した方	こども家庭部 子育て支援課
3-2-1-3	自殺総合対策事業	自殺の現状やゲートキーパーの役割を紹介する研修やパネル展等の啓発活動や、うつ病初期症状のスクリーニングから相談機関へつながる仕組みを確立することで、自殺に追い込まれないような体制づくりを進めます。	すべての区民	健康政策部 健康医療政策課
3-2-1-4	子どもと家庭に関する総合相談	専門の子ども家庭相談員が、子どもや家庭の抱える問題や不安、悩み相談に対応します。必要に応じて専門相談員・福祉・健康・教育の専門機関と連携し、ともに解決策を考えます。	18歳未満の児童と保護者	こども家庭部 子ども家庭支援センター
3-2-1-5	大田区きずなメールの配信	出産や育児に関する信頼できる「大田区からの情報」を、出産予定日やお子さんの誕生日に合わせてタイムリーに配信し、適切なサービス提供につなげます。	妊娠期～3歳未満の乳幼児のいる世帯	健康政策部 健康づくり課
3-2-1-6	家庭相談員による相談事業	生活福祉課に配置された家庭相談員が、夫婦や親子関係など家庭内の問題で悩んでいる方に対して助言・指導を行い、人間関係の調整に努めることで、福祉の増進を図ります。	すべての区民	福祉部 生活福祉課

番号	事業名	事業概要	主な対象者	担当課
3-2-1-7	女性のための相談	配偶者からの暴力や人間関係に関する心の悩み、出産や妊娠、更年期などの身体の悩み、セクシャルハラスメントや差別の職場での悩みの相談に対応します。	すべての女性	総務部 人権・男女 平等推進課
3-2-1-8	婦人保護事業	DV 防止法及び売春防止法に基づき、生活福祉課の担当職員が援助及び保護を必要とする女性に対して相談・支援を行います。	すべての女性	福祉部 生活福祉課
3-2-1-9	大田区 養育支援家庭訪問 「ゆりかご」	「すこやか赤ちゃん訪問」と連携し、研修を受けた地域の支援員が、赤ちゃんの沐浴や授乳の補助、通院や健診への同行などを行うことにより、児童虐待の未然防止、適切な養育の支援を行います。	4か月健診受診日までの乳児	こども家庭部 子ども家庭 支援センター
3-2-1-10	すこやか赤ちゃん 訪問事業【再掲】	乳児とその産婦の心身の状況や養育環境の確認と、子育て情報の提供や相談支援を行うため、保健師、助産師が生後4か月までの乳児宅を訪問し指導を行います。特に支援が必要な家庭には、適切なサービスにつながるよう、子ども家庭支援センターなどと連携します。	生後4か月までの乳児とその母親	健康政策部 健康づくり課

3-2-2 特に支援を必要とする世帯の孤立を防止する取組みを推進します

特に支援を必要とする世帯の保護者に対して、悩みの相談などの孤立防止につながるような取組みを行います。

主な事業

番号	事業名	事業概要	主な対象者	担当課
3-2-2-1	精神保健福祉相談	精神科専門医による予約制の相談を通じ、こころの健康相談から診療を受けるに当たっての相談、アルコール、薬物依存、思春期、社会復帰、ひきこもりなどの広範囲な相談を実施します。	すべての区民	健康政策部 健康医療 政策課
3-2-2-2	ペアレント トレーニング	発達障がいのある小学生の保護者が子どもを正しく理解し、子どもとの好ましい関わり方を身につけ、子どもが家庭や学校において適切な行動がとれるようにするため、保護者を対象とするグループ討議などの学習を行います。	発達障がいのある小学生の保護者	教育総務部 教育センター
3-2-2-3	こども発達センター わかばの家の事業 (相談・地域支援 事業等)	心身の発達の遅れや偏り、またその疑いのある乳幼児の子育てについて、心配や悩みの相談を受け適切な方針のもと支援を行います。また、その乳幼児と家庭が地域で安心して暮らせるよう、障がいへの理解を深めるための事業を行います。	心身の発達に遅れや偏り、またその疑いのある就学前の乳幼児及びその家族、関係者	福祉部 障害福祉課
3-2-2-4	発達障がい支援事業 (発達障がいに関 する理解啓発 事業)	発達障がいシンポジウムの開催や発達障がい啓発用パンフレットの配布等を通じて、発達障がいについての理解・啓発の促進と適切な支援につなげ、切れ目のない支援を実現するための事業を実施します。	すべての区民	福祉部 障害福祉課

番号	事業名	事業概要	主な対象者	担当課
3-2-2-5	障がい児・者の相談窓口	障がい者総合サポートセンターは障がいに関わる相談支援の中核として、さまざまな分野の専門スタッフが相談支援事業を行います。また、障害福祉課・地域福祉課では適時適切な情報提供を、地域健康課では子育て・精神保健・自立支援医療に関する相談に対応します。	障がいのある方とその家族	福祉部 障がい者総合サポートセンター 障害福祉課 地域福祉課 健康政策部 地域健康課
3-2-2-6	多文化共生推進センター運営事業	大田区における多文化共生推進施策の拠点として、多言語相談窓口、区施設への通訳派遣、書類などの翻訳、初心者向け日本語教室を実施し、外国人区民の言葉の壁による孤立を防ぎます。	外国人区民	観光・国際都市部 国際都市・多文化共生推進課

3-2-3 ひとり親家庭の孤立を防止する取組みを推進します

育児や家事、心と体の健康管理など、ひとり親家庭の悩みに対応するために、母子・父子自立支援員による相談事業、ひとり親家庭が抱える悩みへの対応など、孤立防止につながるような取組みを行います。

主な事業

番号	事業名	事業概要	主な対象者	担当課
3-2-3-1	拡 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援【再掲】	配偶者暴力は重大な人権侵害であるという認識について、広く共有されるよう講座などにより啓発を行うとともに、被害者が相談しやすい体制を整備します。 【拡充】 DV防止啓発のためのカード・リーフレットを作成します。	すべての区民	総務部 人権・男女平等推進課
3-2-3-2	母子・父子自立支援員による相談事業	母子または父子世帯及び寡婦世帯が抱える経済的問題や就職の問題に関する相談に応じ、必要な援助を行うことによって福祉の向上を図ります。	母子または父子世帯及び寡婦世帯	福祉部 生活福祉課
3-2-3-3	ぴよたまクラブ	地域の中で安心して子育てができるよう、親子で地域の方とふれあう機会の提供を通じ、子育て支援のネットワーク作りを促進します。	すべての子どもと保護者	総務部 人権・男女平等推進課
3-2-3-4	母子生活支援施設【再掲】	さまざまな事情を抱える母子世帯の自立促進のため、施設入所により生活を支援し、あわせて退所後の相談その他の援助を行います。	18歳未満の児童と母親	こども家庭部 子育て支援課
3-2-3-5	女性のための相談【再掲】	配偶者からの暴力や人間関係に関する心の悩み、出産や妊娠、更年期などの身体の悩み、セクシャルハラスメントや差別的職場での悩みの相談に対応します。	すべての女性	総務部 人権・男女平等推進課

3-3 地域ぐるみで支える支援体制づくりを推進します

困難を抱える子どもや家庭を、温かく包み込む（包摂する）地域社会を推進するための施策・事業です。

「支援する人材の確保と育成」「教育と福祉分野の連携の推進」「地域活動団体などの活動の支援」「切れ目のない支援のための関係機関の連携体制の強化」に分けて整理しています。

3-3-1 支援する人材の確保と育成に努めます

子どもとその家庭に関わる人々が、子どもの貧困の問題に関する知識を深めるための研修を行うなど、支援する人材の確保と育成に努めます。

主な事業

番号	事業名	事業概要	主な対象者	担当課
3-3-1-1	新 子どもの貧困対策に関する意識啓発	【新規】 子どもの貧困及び社会的包摂に関する理解を深め、地域における支援の広がりを実現するため、地域講座などを開催します。	すべての区民	福祉部 福祉管理課
3-3-1-2	幼児教育機関職員研修	区内の幼児教育に関わる保育者の資質の向上を図るために、幼稚園教諭、保育士を対象としたより専門性の高い多様なスタイルの研修を実施します。	幼稚園教諭、 保育士	教育総務部 幼児教育センター
3-3-1-3	生活指導支援員	児童・生徒の問題行動の深刻化に対応するため、生活指導支援員を配置し、生活指導に関する業務の補助、学校長が命ずる学校運営に関する業務の補助を行い、生活指導の充実・強化と安定的な学校運営を確保します。	区立小・中学校教員及び生活指導主任	教育総務部 指導課

3-3-2 教育と福祉分野の連携を推進します

子どもにとって最も身近である学校を、貧困の連鎖を断ち切るための「気づきの場」として位置づけ、早期に必要な支援につなげられるよう、教育委員会、児童相談所、医療機関などの関連機関や、要保護児童対策地域協議会との連携強化を図ります。

一人ひとりの子どもとその家庭に寄り添った伴走型の支援を行うため、学校と福祉をつなぐ役割として、スクールソーシャルワーカーの配置を推進します。さらに、子どもの学校内でのケアを行っていくためにスクールカウンセラーによる支援を充実していきます。

主な事業

番号	事業名	事業概要	主な対象者	担当課
3-3-2-1	拡 スクールソーシャルワーカーの派遣	生活環境に起因して学校不適應の問題が発生している場合に、学校長からの要請などに基づき社会福祉士の資格を持つなどのスクールソーシャルワーカーが在籍校を基軸に関係機関とのネットワークの構築、家庭や学校に対する支援を行います。 【拡充】 平成 28 年 10 月から試行したスクールソーシャルワーカーの 1 名増員と、訪問等支援員の配置による支援チーム体制の構築を引き続き進めます。	区立学校に通学する児童・生徒及び保護者	教育総務部 教育センター
3-3-2-2	スクールカウンセラーの配置	中学校及び児童数の多い小学校に週 2 日、それ以外の小学校と館山さざなみ学校、中学校の相談学級には週 1 日スクールカウンセラーを配置し、児童・生徒・保護者・教員からの相談を受け、心理的専門家の立場から学校における相談体制の充実を図ります。	区立学校に通学する児童・生徒及び保護者、教員	教育総務部 教育センター

子どもの生活応援レポート

Vol.4 ー教育と福祉の連携の現場からー

不登校や子どもの学校不適応が表出する背景として、家庭の経済的課題や養育上の困難が複雑に絡み合っている現状があります。区は、平成 26 年度から大田区教育センターにスクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」と表記）を配置し、教育と福祉の連携に取り組んでいます。

大田区のSSWとして着任3年目の武藤溪一さんにお話をうかがいました。



ー 支援の対象となる家庭との関わり ー

教育における子どもの困難は、家庭が抱える問題と切り離して考えることはできません。困難が多層的で、当事者であるお子さんや保護者の方も、SOSをうまく発信できていないということを感じます。そのご家庭の困り事や要望を正しくキャッチできるまで時間がかかることも多いです。そのため、支援の対象となるお子さんや保護者の方と初めて会うときには「次に会える」ことを大事にして、面談や訪問に臨んでいます。

また、そのご家庭に伝えるべきサービスをより積極的に紹介することを意識しています。単に「こんな支援があります」と伝えるだけではご本人たちが行動に移すことは難しい状況ですので、私たちも一緒に足を運びます。その前提として、伝えられる情報を多く持っていることが肝心ですので、情報収集も私たちの重要な仕事です。

ー 学校との関わり ー

担任の先生とのコミュニケーションは欠かせません。情報共有はもちろん、家庭訪問に同行することもあります。一緒に訪問することで、課題を多面的に捉えることができ、また、支援する側の精神的負担を軽減することにもつながります。

また、校内に配置された「心の専門家」であるスクールカウンセラーとの連携では、ケースに応じた役割分担を心がけています。

ー より効果的に支援を届けるために ー

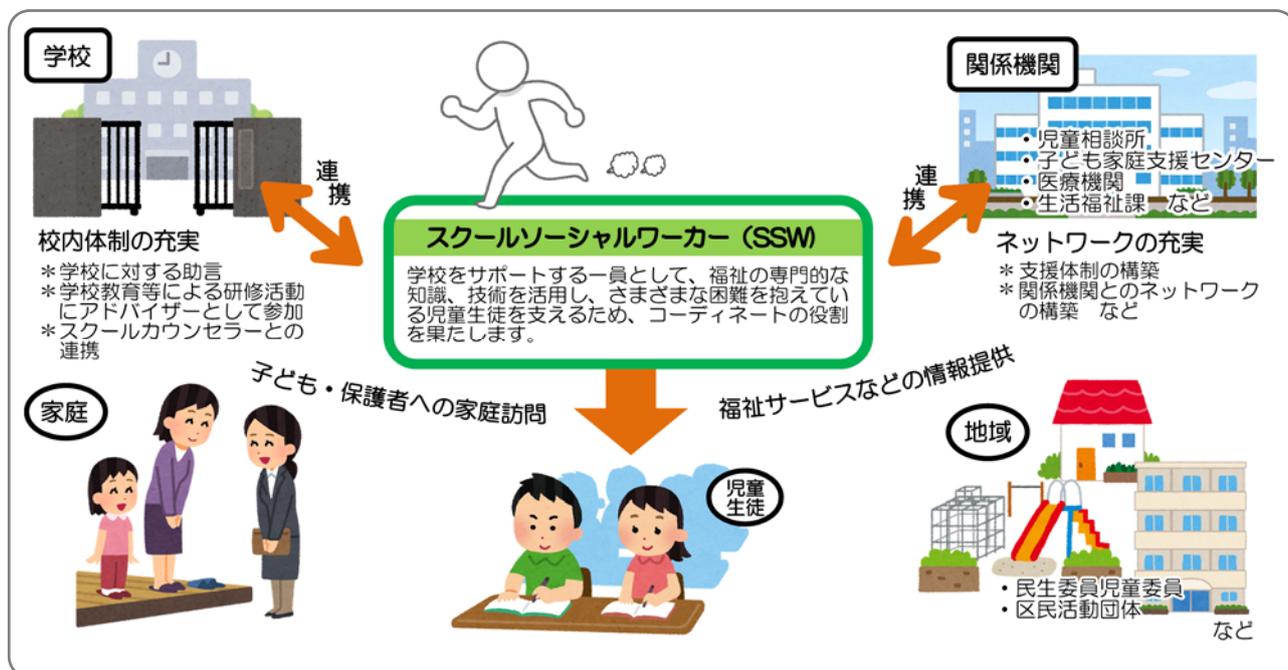
着任以降、私たちの仕事は徐々に認知されてきてはいますが、まだまだ十分ではありません。そのため、さまざまな機関、支援の場に足を運び、支援のネットワーク構築に日々努めています。

また、支援を必要とするご家庭には、多くの人や機関と関わることで支える力が増していくことを実感してほしいと思います。さらにそれらを自身の力に変えていけるよう支えていくことが私たちの重要な仕事であると思っています。



本計画の推進においては、SSWが学校、地域、関係機関を結ぶ子どもを支えるネットワークの中心となり、活動の場を広げることが重要です。

区は、SSWの役割の大きさや多様さを再認識し、支援体制の充実に積極的に取り組みます。



3-3-3 地域活動団体などの活動を支援し地域力を高めます

子どもの貧困対策に寄与する地域の支援者の育成や活動団体に対する活動支援、ネットワークづくりを行います。また、子どもの貧困対策に関する取組みが、区民から幅広い理解を得られるよう、情報発信などの啓発を行います。

主な事業

番号	事業名	事業概要	主な対象者	担当課
3-3-3-1	新 支援団体等の ネットワーク強化	【新規】 子どもの貧困対策に取り組む区民・地域活動団体などのネットワークの形成と自主的な活動を支援し、地域全体での包み込むような支援の実現を図ります。	子どもの貧困対策に取り組む区民・地域活動団体など	福祉部 福祉管理課
3-3-3-2	拡 区民活動 コーディネーター 養成講座	地域での連携・協働を推進するため、自治会・町会、専門性を持つ団体、NPO や事業者などのリーダー層を対象に、講座や現場体験研修を通じて、人材や他団体の「つなぎ役」となる人材の育成を図ります。 【拡充】 講座修了者対象のフォローアップ研修を実施します。	地域で活動する団体など	地域力推進部 地域力推進課
3-3-3-3	区民活動 情報サイトの整備	さまざまな分野の区民活動団体の情報を、区報やホームページ、ツイッターなどで紹介し、その活動がすべての区民に活用されるよう情報発信で支援します。	すべての区民	地域力推進部 地域力推進課
3-3-3-4	地域協働協力員の 派遣	地域の特色を生かした地域密着型の活動をしている自治会・町会や NPO 法人など団体間の連携・協働を支援するため、活動に関する知識・経験がある協力員を派遣し、地域課題の解決につなげます。	自治会・町会、 NPO 法人などの団体	地域力推進部 地域力推進課
3-3-3-5	地域力応援基金 助成事業	福祉、環境、まちづくりなど区民を対象として公益性が認められ、広く社会貢献につながる活動を行う区民活動団体に対して助成を行います。	区民を対象とし、公益性が認められ広く社会貢献につながる活動を行う区民活動団体	地域力推進部 地域力推進課
3-3-3-6	家庭・地域教育力 向上支援事業	家庭や地域の教育力向上のため、PTA や自主団体等と連携して子育てや教育に関する講演会や学習会を行います。	すべての区民	教育総務部 教育総務課
3-3-3-7	NPO・区民活動 フォーラムの開催	区内で活動するさまざまな区民活動団体や NPO などの実践的な取組みを発表し、地域で活動する楽しさややりがいを PR することで活動に向けた意識啓発を行います。	すべての区民	地域力推進部 地域力推進課

3-3-4 切れ目のない支援のための関係機関の連携体制を強化します

子どもの貧困対策を総合的に推進するためには、多様な関係者が連携し、区の実情に即した取組みを行うことが重要です。すべての子どもが健やかに成長できるよう、妊娠期、乳幼児期、学齢期を通じた切れ目のない支援と、関係者が連携・情報共有できるネットワークづくりを進めます。

主な事業

番号	事業名	事業概要	主な対象者	担当課
3-3-4-1	生活指導対策 (生活指導主任会)	学校全体の生活指導の向上を図るため、区立小・中学校の生活指導主任が、学校や学区における生活指導上の諸問題について望ましい生活指導のあり方を児童委員や児童相談所、警察署などの関係機関と協力し、協議及び研修を行います。	区立小・中学校生活指導主任	教育総務部 指導課
3-3-4-2	要支援家庭等対策委員会	虐待や配偶者への暴力、生活困窮などにより支援が必要な家庭に対して、部局間連携をもって横断的、多面的な支援を実施するため、各部局における取組みの相互理解を深める活動を通じ、連携強化を図ります。	支援が必要な家庭	福祉部 福祉管理課
3-3-4-3	要保護児童対策地域協議会	保護を要する児童の早期発見と早期対応、さらにはその家族を支援することを目的として、関係機関の連携を確保し子育て支援が適切に実施されるよう、必要な情報の交換と支援の内容に関する協議を行います。	要保護世帯	こども家庭部 子ども家庭支援センター

コラム 地域の力を結び、課題の解決に取り組む

地域におけるさまざまな福祉課題を、行政だけで解決することは困難です。区は、大田区社会福祉協議会を地域福祉実践の重要なパートナーとして位置付けています。

大田区社会福祉協議会の特徴的な取組みのひとつとして「地域協働型連携事業（愛称：ウィアノア *ラテン語で『新しい道』）」があります。これは、公益的な活動に取り組む団体と社会福祉協議会が新たな地域活動を企画し、それぞれの強みを生かして役割分担しながら、協力して実施するものです。

現在、この事業の枠組みを活用した、ひとり親家庭の小・中学生を対象とした体験型の学習支援事業「れいんぼう」が実施されています。会場の

提供や子どもへの指導を区内社会福祉法人が分担し、社会福祉協議会が活動経費を負担するという形です。区教育委員会や小・中学校と連携し、自治会・町会や企業からの協力も得ながら、多くの人との出会いと学びの場を作っています。

本計画の推進においては、地域における多様な支援の担い手同士を結び、切れ目のない支援を実現することが重要です。

区は、大田区社会福祉協議会がめざす「地域福祉の課題をさまざまな団体と共有し、お互いの強みを生かした問題解決の事業モデルの構築」を支援し、ともに子どもの貧困という地域課題の解決を図っていきます。